

兵庫県公報

平成19年12月28日

第3号外

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示

○平成19年9月23日執行の稲美町議会議員選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決 1

ページ

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第86号

平成19年9月23日執行の稲美町議会議員選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決

平成19年9月23日執行の稲美町議会議員選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成19年12月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

裁 決 書

審査申立人

加古郡稲美町印南163番地の6
植田 眞一郎
加古郡稲美町印南929番地の11
沼田 貞夫
加古郡稲美町印南791番地の158
高松 秀夫

上記審査申立人が提起した平成19年9月23日執行の稲美町議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査の申立てを棄却します。

審査の申立ての趣旨及び理由

審査申立人（以下「申立人」といいます。）は、平成19年9月23日執行の稲美町議会議員選挙（以下「本件選挙」といいます。）における当選の効力に関し、同年9月28日に稲美町選挙管理委員会（以下「町委員会」といいます。）に対して異議の申出をしたところ、町委員会は同年10月3日、この異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」といいます。）をしました。

申立人は、同日に原決定の内容を知りましたが、原決定の内容に不服があるとして、池田いつ子及び大路恒の当選を無効とする旨の裁決を求める審査の申立てを行ったものです。

その理由は、要約すると次のとおりです。

- 1 町委員会委員長から「植田やめろの票は無効にしたが少しの他事記載は有効にした。無効票の大部分は白紙票であった。誤字でも読めたら有効にした」などの話があり、票の取り扱いが公職選挙法に違反している疑いがある。
- 2 植田眞一郎候補に投票した支持者の多くから、県選管の公正な基準でもってもう一度すべての票の審査をしてほしいとの強い要望がある。
- 3 町長はじめ町職員の中に、昨年の町長選で現町長を支持しなかった植田候補に対し、徹底的に無視し排除するような態度が続いていた。

4 植田候補に対し、批判的な感情を持った町職員が開票に当たった状況の中で、今の選挙結果を素直に受け入れられない実情がある。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを適法なものと認めたのでこれを受理し、町委員会からは弁明書を、申立人にはこれに対する反論書の提出を求めた上、職権により、町委員会から関係物件の提出を求めるとともに、町委員会の大西正文委員長（以下「大西委員長」といいます。）と大竹正書記長（以下「大竹書記長」といいます。）への証人尋問を実施し、慎重に審理を行いました。その結果は次のとおりです。

1 当委員会で認定した事実

関係資料及び証言を総合すると、以下の事実が認められます。

- (1) 本件選挙における開票事務は、平成19年9月23日午後9時から、選挙長（大西委員長が就任）及び10人の選挙立会人のほか、事務従事者67人により、稲美町いきがい創造センター（加古郡稲美町岡岡1丁目1番地）において開始されました。
- (2) 開票事務に従事した者の体制は、次のとおりです。
 - ア 指揮者（大竹書記長が就任）（1人）
 - イ 庶務係（3人）
 - ウ 第1開披係（第1点検係を兼ねる）（12人）
 - エ 第2開披係（分類係を兼ねる）（12人）
 - オ 自動読取機係（5人）
 - カ 第1審査係（7人）
 - キ 計数機係（5人）
 - ク 第2点検係（7人（うち3人は分類係を兼ねる））
 - ケ 第2審査係（7人）
 - コ 整理計算係（2人）
 - サ 開票速報及び掲示係（2人）
 - シ 電話・接待係（2人）
 - ス 監視係（2人）

なお、町委員会事務局は、事前に開票の流れや投票の効力判定基準を記載した開票手順書を作成し、大西委員長の確認を得た上で、上記の開票事務従事者に対して9月20日に研修会を開催し、当該開票手順書を配布して説明を行いました。

- (3) また、選挙立会人に対しては、選挙立会人の役割や投票の効力の決定にあたり留意すべき事項を記載した「選挙立会人の手引」を町委員会から事前に配布し、熟読を依頼するとともに、開票当日、大西委員長と大竹書記長から内容の説明を行いました。
- (4) 開票事務の流れは、概ね次のとおりです。
 - ① 投票用紙は開披台において開披され、天地・裏表を揃えた後、3台の自動読取機により、21人の候補者の有効票を3人ずつの7分類、疑問票（読み取り不能票）・按分票・白票を1分類、計8分類に分別されました。
 - ② 有効票として7分類された票は、第2開披係（分類係）が21人の候補者ごとに分類し、第1点検係へ送られました。
 - ③ 候補者ごとに分類された有効票は、第1点検係が有効票であるか、混入票がないかを点検し、計数機係へ送られました。
 - ④ 混入票がないことを確認された有効票は、計数機係が100票単位で2台の異なる計数機にそれぞれ1回通し、100票ごとに括束箋を添付して第2点検係へ送られました。100票に満たない票についてはしばらく留め置き、候補者ごとに最後にまとめて異なる計数機を用いて2回計数し、票数を朱書きした括束箋を添付して第2点検係へ送られました。
 - ⑤ 計数機係から送られた有効票は、第2点検係が再度、有効票であるか、混入票がないかを点検した後、選挙立会人へ回付されました。
 - ⑥ 疑問票・按分票・白票は、自動読取機で分類された後、第1審査係へ送られました。第1審査係は、それらの票を開票手順書記載の判断基準に基づき、有効票と判断できる票、疑問票、按分票、白票に分類し、有効票は第1点検係へ、疑問票及び按分票は第2審査係へ、白票は裏面に記載がないことを確認の上で計数機係へ送られました。

- ⑦ 第1審査係から送られた疑問票及び按分票は、第2審査係が開票手順書記載の判断基準に基づき、有効票と判断できる票には疑問投票決定箋、無効票と判断できる票には無効投票類別決定箋、按分票にはあん分投票決定票を添付し、選挙立会人へ回付されました。
- ⑧ 選挙立会人は、回付されるすべての票を「選挙立会人の手引」を参考に順次点検し、点検された票は選挙長に回付されました。
- ⑨ 選挙長は、選挙立会人から回付されたすべての票について、選挙立会人の意見を参考に投票の効力を最終判断しました。なお、判定結果について、選挙立会人から異議の申し出はありませんでした。
- (5) 得票数を計算した結果、大路恒候補（以下「大路候補」といいます。）と植田眞一郎候補（以下「植田候補」といいます。）の票数がともに630票となったため、大竹書記長が大西委員長の指示により、すべての票の再点検を指示し、午後10時30分頃から25分間程度で、各候補者の有効票及び無効票の中に混入票や疑問票がないかを確認し、異動のないことを確認しました。
- (6) 開票の結果は、投票総数は16,659票、有効投票は16,478票、無効投票は181票であり、池田いつ子候補の得票数は638.011票、大路候補と植田候補の得票数はともに630票でした。
- なお、有効投票の中に「池田」と記載された票が4票あったため、池田いつ子候補、池田孝次候補、池田博美候補の「池田」姓をもつ3候補に対し、各々の得票数に応じて按分されました。
- また、無効投票181票の内訳は、「白紙投票」が最も多く98票、以下、「単に雑事を記載したもの」が35票、「単に記号、符号を記載したもの」が17票、「候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの」が16票、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」が9票、「2人以上の候補者の氏名を記載したもの」及び「候補者の氏名のほか他事を記載したもの」がともに3票でした。
- (7) 定数16に対し、大路候補と植田候補は16番目と17番目の得票数で同数となったため、公職選挙法（以下「法」といいます。）第95条第2項の規定により、選挙会においてくじが行われ、大路候補が最下位当選人、植田候補が次点と決定されました。
- (8) 9月25日、申立人（うち、植田眞一郎除く。以下、この項において同じ。）は当該選挙の当選の効力に関する異議の申出の方法を尋ねに町委員会を訪れ、大西委員長及び大竹書記長が対応しました。このとき、大西委員長は申立人に対し、他事記載及び誤字、脱字のある票の取扱いについて説明を行うとともに、無効票の多くが白票であった旨及び「植田やめろ」と記載された票を無効とした旨説明しました。

2 当選無効に係る主張について

当選の効力に関する争訟において当選が無効とされるのは、当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、当選人の決定手続に違法があること、当選人の決定内容—たとえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となりうる資格の有無の認定—に違法があること（昭和30年9月29日大阪高等裁判所判決）とされています。

このような観点から、申立人の主張について当選無効とされる場合に該当するか否かについて判断します。

(1) 申立理由1及び2について

まず、大西委員長が投票の効力判定について誤った認識に基づき選挙長を務めていた場合には開票結果に異動があるおそれがあるので、9月25日のやり取りにおける大西委員長の説明内容について、順次検討します。

申立人の主張にある「少しの他事記載」とは、町委員会の弁明書及び大西委員長の証言によると、「さん」、「様」の記載及び鉛筆が転んでできたような少しの汚れを指したものとしていますが、「さん」、「様」の記載は、社会通念上敬称の類と認められ、法第68条第1項第6号のただし書きにより有効と解するのが相当であり、また、鉛筆が転んでできたような少しの汚れが記載された票については、「投票用紙に墨痕、汚点がある投票は、故意のものでなく、不注意によるものと認められれば、有効投票と認められてよい」（昭和23年12月27日福岡高等裁判所判決、昭和32年6月3日名古屋高等裁判所判決）とされていることから、当該投票は原則として有効と解するのが相当です。

「植田やめろ」と記載された票については、「やめろ」の記載は、法第68条第1項第6号のただし書きに規定される職業、身分、住所又は敬称の類とは認められず、候補者の氏名のほか、有意の他事を記載したものと認められるため、無効と解するのが相当です。

次に、申立人の主張にある「誤字でも読めたら有効にした」とは、町委員会の弁明書及び大西委員長の証言によると、1字の誤字、脱字があってもある候補者に投票したことが明白であると判断できる票としていますが、「投票は何人かを選挙しようとする選挙人の意思を表現しようとする手段であるから、たとえ投票に記された文字に誤字、脱字があり又は明確を欠く点があっても、その記された文字の全体的考察

によって当該選挙人の意思がいかなる候補者に投票したかを判断し得る以上、これを有効投票として選挙人の投票意思を尊重することが、すべての選挙を基調とする代表制民主主義政治の根本理念に合致するものと言うべきである。」(昭和25年7月6日最高裁判所判決)とされていることから、当該投票は原則として有効と解するのが相当です。

以上のことから、大西委員長の説明内容は、法に照らして適正なものであったと認められます。

なお、無効票の多くが白票であったとの大西委員長の説明内容については、選挙録から明らかな事実であると認められます。

そのほか、町委員会から提出のあった開票手順書に記載されている投票の効力判定基準についても、有効投票及び無効投票の例は、いずれも過去の実例や判例に則した内容であることが認められます。そして、開票事務従事者は、事前の研修でその内容の説明を受けた上で開票事務に当たっていたこと、大西委員長もその内容を踏まえた上で投票の効力の決定を行っていたことからすれば、本件選挙の開票事務における投票の有効無効の判定は統一的な基準で適正に行われていたと認められ、違法な取り扱いがあったとする根拠は見出し難いといえます。

さらに、当日の票の確認作業についても検討すると、各候補者の有効票は第1点検係及び第2点検係で2回確認した上で選挙立会人が点検しており、疑問票や無効票は第1審査係及び第2審査係において開票手順書記載の判断基準に沿って分類の上、選挙立会人が点検しており、それらすべての票について、選挙長の判断に異議を申し出る選挙立会人はなかったとされています。なおかつ、大路候補と植田候補の票数が同数と判明した後の再点検においても、再度すべての票の内容が確認され、票の異動はなかったとされています。

したがって、すべての票は複数回にわたり慎重に点検され、選挙立会人による点検も適正に行われたことが認められます。

この再点検について、申立人は反論書において「開票速報第3報から開票速報第4報までの25分間で、1票単位の計算をして、さらに、各候補の有効票(16,478票)の点検をし、続いて無効票(181票)の点検は、物理的に無理があり、到底慎重に点検したとは考えられない」と主張します。この点、大竹書記長の証言では、約60人の開票事務従事者によって点検を行ったとしています。再点検が開始された午後10時30分の時点では、開票率92.44%と開票作業が既に終盤に差しかかっていたことから、手開きの職員を再点検に従事させることは十分可能であり、再点検が物理的に無理があったとは認められません。

以上のことから、本件選挙における一連の開票事務の手続は、適正かつ厳正に行われ、投票の有効無効の判定及び各候補者の有効得票数の算定は適正に執行されていることが認められる一方、申立人からは、票の取り扱いが違法であるという具体的な事実の適示はなく、投票用紙全体を再点検する必要性は認められません。

(2) 申立理由3及び4について

申立人の主張は、事実を裏付ける具体的な証拠が示されておらず、かつ、当該主張が開票事務にどのような影響を及ぼしたか何ら具体的な主張や証拠が示されていません。

また、申立人は反論書において、疑問票の判定にあたって町長・副町長の判断が加わった疑義があると主張しますが、申立人からは事実を裏付ける具体的な証拠が何ら示されておらず、証人尋問においても事実の存在を認めるに足る証言は得られなかったため、当該主張は事実と認められません。

3 その他

申立人は反論書において、各候補者の有効票や無効票、疑問票の内容の開示、また、町委員会が弁明書で「植田候補者の選挙立会人の届出はなかったことも申し添えておく」と記載したことに対する釈明を要求していますが、既述のとおり、本件選挙の開票事務は適正に執行されたと認められるため、本件審理において当委員会から町委員会に当該要求を行う必要性はないと判断します。

4 まとめ

以上のとおり、申立人の主張にはいずれも理由がなく、申立人の当選無効の異議の申出を棄却した町委員会の決定は妥当であり、取り消すべき理由はありません。

よって、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第2項の規定により主文のとおり裁決します。

平成19年12月21日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 柏木 保